

ニフルスチレン酸ナトリウム (SODIUM NIFRUSTYRENATE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												サケ目魚類											
豚の腎臓												ウナギ目魚類											
その他の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												その他の魚類	0.05	薬事	0.05								4
												十脚目甲殻類											
												その他の甲殻類											
												貝類											
												その他の魚介類											
牛の食用部分												その他の動物											
豚の食用部分																							
その他の陸棲哺乳類の食用部分																							
												はちみつ											
												その他のスパイス類											
												その他のハーブ類											
乳																							
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

ヒラメ(幼魚)にのみ、使用が認められている。

